

第二十四回国会 建設委員會議録 第九号

昭和三十一年二月二十三日(木曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君

委員内海 安吉君 澤村 義野 豊平君

澤村 雄次君 澤村 瀬戸山三男君

澤村 田榮之助君 澤村 三綱 義三君

大高 康君 久野 忠治君

中村 寅太郎君 山口 好一君

松澤 雄藏君 橋 兼次郎君

島上 善五郎君 山下 榮二君

中島 巖君 山田 長司君

出席國務大臣 建設大臣 馬場 元治君

出席府政委員 建設事務官 (計画局長) 町田 稔君

建設技官(道 路局長) 富樫 凱一君

委員外の出席者 建設事務官(計画 局東北興業株式 会社監理官) 小林 忠雄君

専門員 西畑 正倫君

二月十七日 委員松澤雄藏君辞任につき、その補 欠として中曾根康弘君が議長の指名 で委員に選任された。

同日 委員中曾根康弘君辞任につき、その 補欠として松澤雄藏君が議長の指名 で委員に選任された。

同月二十三日 委員原野君辞任につき、その補欠と

して山田長司君が議長の指名で委員 に選任された。

二月二十日

積雪寒冷地域における冬期道路交通 確保に関する法律制定の請願(渡邊 良夫君紹介)(第八一三号)

府県道敷原高山線等の一部を国道に 編入の請願(唐澤俊樹君紹介)(第八 一四号)

第二国道名豊線の改修工事施行に関 する請願(久野忠治君紹介)(第八一 五号)

蒲生町の都市計画街路事業促進に関 する請願(池田清志君紹介)(第八一 六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

東北興業株式会社法の一部を改正す る法律案について、商工委員会と連 合審査会開会に関する件

道路整備特別措置法案(内閣提出第 二三号)

日本道路公団法案(内閣提出第二 四号)

東北興業株式会社法の一部を改正す る法律案(内閣提出第三四号)

○徳安委員長 これより會議を開き ます。

道路整備特別措置法案及び日本道路 公団法案の二案を一括して議題とい います。

まず参考人の指名の件についてお諮 りいたします。両案に対する参考人と いたしまして、道路審議会委員金子源 一郎君、日本トラック協会会長小野哲 君、国土開発中央道調査審議会委員平 山復二郎君、仙川道路調査会幹事橋本 元三郎君、以上四名を参考人に指名す るに御異議はありませんか。

○徳安委員長 御異議なきものと認 め、さように決しました。

○徳安委員長 次に連合審査会開会の 件についてお諮りいたします。商工委 員会より当委員会に対し、東北興業株 式会社法の一部を改正する法律案につ いて、連合審査会を開きたいとの申し 出がありました。この申し出をいれ、 商工委員会と連合審査会を開会するに 御異議はありませんか。

○徳安委員長 御異議なきものと認 め、さように決します。

○徳安委員長 それでは前会に引き続 き両案に対する質疑を行います。

○富樫(凱)政府委員 前会の委員会に おきまして、日本道路公団法案の御説 明を申し上げましたが、第十五条の説 明を留保させていただきますので、 本日御説明申し上げることをお許し願 いたいと存じます。

第十五条は、監事以外の役員代表 権に対する制限についての規定であり ます。公団と總裁、副總裁または理 事との利益が相反する事項について

は、これらの役員はすべて代表権はな いものとし、最も公平な立場にある監 事が公団を代表することとしたので あります。これは副總裁及び理事は 總裁の任命にかかわりますので、連帯 することが可と考えられるからであり ます。

○徳安委員長 瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 ただいま御説明のあり ました第十五条についての解釈は、了 承いたしました。それは今 度の御説明で明らかになったと思いま す。もう少しさくばらんに申し上げます と、總裁、副總裁あるいは理事、こ ういう役員のうち、一人でも公団と利 害が反するような事項については全部 代表権を失って、その事項については 公団の監事がそれを代表する、こうい うふうな趣旨と了解してよろしうござ いますか。

○富樫(凱)政府委員 その通りでござ います。

○瀬戸山委員 もう一つただしておき たいのは、この前資料として、例の 「特定道路整備事業の現況」をいただ いているのでありますが、私はこの前 資料の提出を要求いたしましたとき に、現在やっているもの、あるいは済 んでいるもの、結局現在有道路とし て使用しているもの、あるいは工事中 のもの、その他まだ確定はしないかも しれぬが、一つの構想として、あるい は具体的に取り上げられつつあるも の、あるいは将来そういう有道路とし てするやかにこの道路公団特定道路

としての整備をした方がいいというも のの資料も要求しておいたものであり ますが、その資料は出ておりません。こ れはなかなか出しにくいと思いますが、 このほかに相当あるということとは 了解できるのであります。その点は どうでしょうか。

○富樫(凱)政府委員 お話の三十一 年度以降において新規として取り上げて いくべき有道路の案は、ただいまわ れわれとしては持っているわけでござ います。そのうちどれを三十一年度 にとるかというようなことは、まだ申 し上げる機会でございますので、留 保させていただきます。今後は、 構想といたしましては、今後有 道路として取り上げべきものは、相当 延長の長い、また交通量の非常に多い ところを取り上げて参りたい考えでござ います。東京、大阪の環状道路な どを含めて考えますと、約三千億くら いの事業量は有道路として取り上げ 得るものでございます。

○瀬戸山委員 私が今やっている以外 のものの構想をお尋ねしたのは、何も 昭和三十一年度に新しいものはどうい うところをやるかということをお尋ね しているんじゃないやありません。今後の 問題でありますから、この委員会が一々 具体的にそういうことを取り上げべき 問題でないと思えます。その点はい いのであります。そういうことを一応 確かめておきたいのは、結局道路公団 の事業、これは機構に関係がある、こ ういう考えがあるからであります。と

いうのは、この前、道路公団の人員と申しますか、機構について簡単に御説明を承わったのでありますが、總裁以下の役員、そのほか大体七百名ないし八百名の公団の職員を必要とする、こういうふうな御説明があったのであります。そこでこの前の御説明で、たとえば公団の中核部における構成と申しますか、今の考え方は総務、経理、計画、工事、管理、そういうふうな部制と申しますか、大よその仕事の内容を考えておられる、こういうことで私が一応さらに御意見を承わっておきたいのは、本案に役員として、公団の總裁、副總裁のおの一人、それから理事五人以内、監事二人以内、これが局長も御存じの通り原案ではいろいろ変ったのであります。最初には七人以内の理事というふうな原案がなつておりました。今度の提案されたこの法律案では五人以内となつておる。それは、理事はどういうことをやるべきものであるというのを考えながらこの案を立てられたと思うのであります。私の考えでは、人間を何人くらいにした方がいいかという事は、非常にむずかしい問題であるとは思いますが、最初七人以内の理事を予定されておつた。これは仕事の内容、事業の規模、こういうものを頭において、役員その他の人員構成というものは当然考えなくちゃならないと思うのです。それで仕事の内容を前からお尋ねしておるわけでありすが、現在やっておりますのは約三千億くらいの仕事を一応頭に置いて、人員その他の構成を考えておられるということですが。私の考えでは、先般でました住宅公団においても理事は五人以上とい

うことになつておりますが、とにかく現在は五人でやっております。人間はできるだけ少くして効果を上げるのがこれは当然のことではあります。道路公団の場合は、住宅公団とは多少考え方が違つて、道路の場合は最も技術に重点を置かなくちゃならない。技術が中心であろうと思うのです。そういう意味でお尋ねしておるわけでありすが、職員と申しますか、そういう方も技術が大部分になると思うのです。と同時に、いわゆる役員の間にも、技術を相手重視しなければならぬ問題だと思つておられます。そういう意味で最初七人で原案をすつと出しておられたのを今度五人にされたのは、先ほどの事業の内容とそういう部面とどういふふうな考へてこういうふうなされておるかというところをお伺ひしておきたいと思ひます。

○富樫(凱)政府委員 お話のように、原案におきましては理事七名以内ということになつておつたわけでございます。その考え方は、本部に五部程度の部を設けて、おのの理事に一部を担当してもらうということにいたしました。ほかに東京、大阪等の仕事量の多いところには理事である所長をおきたいという考えから、七人以内で考えたわけでございます。大阪のごときは、今後高速道路を築いたときには、かなり増えます。相当の規模のものになりますので、その考え方をいたしたわけでございますが、さしあたりはそういう事業を実施することにしたのであります。理事五人以内ということでは満足することにしたわけでございます。将来機構が大きくなるに従つて、また改正していただいて理事をふやしていただきたいという考へであります。

○瀬戸山委員 当局の考へ方は大体わかりました。そこでこの前の委員会では御説明のありました、先ほど私の申し上げたように、総務、経理、計画、工事、管理、こういうふうな五部制を大体とりたい。それを理事の数に合せるであらう、こういうふうな考へられるのであります。この中に技術者と申しますか専門家を何人くらい育てられるつもりか。もちろん技術者はかりでは仕事は成り立ちませんが、重点は道路を作るんですから、技術が中心であると思うのですが、その点はどうですか。

○富樫(凱)政府委員 技術が中心になるものと考へておりますが、理事のうち技術関係の者をどれだけ充てるかという事は、副總裁のきまり方にもよりますので、まず二人ないし三人くらいと考へております。

○徳安委員 今の際お諮りいたしました。東北興業株式会社法の一部を改正する法律案をあわせて議題として質疑を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員 御異議なしと認め、さうに決しました。

それでは質疑の通告がありますから、順次これをお許しいたします。三鍋義三君。

○三鍋委員 私は前回の委員会におきまして、本二法案の審議を進めていく過程といたしまして、道路行政の大綱につきまして大臣に御質問申し上げようとしたのでございますが、大臣が当日お見えになりませんでした。政務次官から御答弁を願つたのでございます。この御答弁は必ずしも私の理解することのできなものでございまして、きょうはこの二法案を中心としたしまして、審議の過程におきまして大臣の御所見を承わりたいと思ひます。私が見たいから御質問申し上げるその内容におきまして、途中ほかの委員会の関係で中座した場合もありますから、あるいは重複する点があるかもしれないと思ひますが、これはあらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

この二法案は非常に重要な意味を持つておるものと考へますので、この道路整備の特別措置法が制定された過程を、いま一度われわれは振り返つてみる必要があるのではないかと考へます。御承知の通り、この法案は衆議院を二十七年の三月二十五日、参議院を同年の五月二十八日に可決通過しておるのでございます。その問題となつた点は、第一は道路の公共性という点であります。第二には無料公開の根本原則と本制度の限界という点についてであります。第三には道路の財源について、第四には本制度と一般交通政策との関連について、第五には料金の徴収と業者の負担の問題、そして第六には料金の徴収の方法、こういったことが問題点であつたと思ふのであります。これに對しまして当時の建設大臣であつたところの野田さんは、どのような答弁をされておるか見ますと、第一に本制度は臨時特例的な措置であつて、道路行政の根本を變えるものではないということ、公共事業の現状をもつては道路の整備が十分な進

捗を期したい。特に一カ所に多額の工事費を要する箇所に対しては、工事費の性質上経費を集中しがたく、これが交通の重大な隘路として残つておる状況であること。第二番目は根本の道路財源については、公債発行の道は開かれては、十数年来その企圖はなされなかつたこと、ガソリン税を目的税とする問題もあるが、これは一般税制の問題として処理される必要がある。また道路予算の増額等については今後極力努力をする。第三点といつたしまして、有料道路は主として既設路線の改良をはかるものであるが、運輸当局との連絡には十分留意をする。第四番目に関係業者の負担は、受益の限度内に限るため、負担の過重を来たすものでない。そして第五点といつたしまして、料金は必要箇所にゲートをつけて徴収する見込みである。また運輸委員会から建設委員会に対する要望事項といつたしまして、有料道路制度は、基本、建前としては好ましくないが、道路の急速なる整備をはかるさしたりの処置として必要があるならば、他の高速交通機関との調整をも考慮し、総合交通政策の一環としての道路政策に基いて施行すること。従つて隧道及び長大橋梁のごとき明確なものに嚴格に制限するように考慮しなければならぬといふように言つておるのであります。次に参議院において附帯決議がなされております。「本案は道路の無料公開を原則とする我が国道路の立法の精神に鑑み得ざるものであるが、道路の現状に鑑みて止むを得ざる一時的の措置として、これが運用には長大橋、長大トンネルのごとき、集約的に巨額の工費を要するもの、或いは経済

効果に富む産業道路並びに急務を要する観光道路等、いずれも国民が等しく要望するもので、而も短期間に料金徴収により、容易に収支の償う箇所を厳選の上、適用することとし、云々、このように附帯決議がなされておるのでございます。以上は現行法であるところの特別措置法に対する審議の経過の概要であります。私がこれを前提として掲げましたのは、先ほども申し上げましたように、この法案の審議に当たって、一つのものが生まれやすい過程を振り返って見る必要があると思うからであります。

○三鋼委員 たいだいまの大臣の御答弁は私は理解できないのであります。これに對するところの私の考え方は逐次審議の過程においてたゞしていききたいと思ひます。

○馬場國務大臣 道路は無料公開であるべく、この原則は古來からの法則でありまして、私もこれを承認するにやぶさかでございます。参議院でも現在のわが国の道路の状況、從つて交通、運輸、観光、その他の状況から考へをいたしまして、さきにたゞいまお話を立法をいたします場合、現状をもつては、この無料公開の原則だけではとうていわが国の実情に沿わないものである。こういう観点からいたしまして、たゞいまお話のありましたような立法に賛意を表したものであらうと考へます。附帯決議の趣旨はよくわかるのであります。参議院並びに参議院の通過いたしましたこの法律の成立の當時と現在の状況は、むしろ自動車の数が増加をいたしておりますから、道路の整備は急を要することとしてあります。参議院の附帯決議の趣旨を体しながらこの無料公開の原則の例外をいたしまして有料道路を整備いたしますことが、国家並びに国民の要求に應ずる道である。かように確信をいたしましてこの法案を提出いたし、審議をお願いいたしておる次第であります。

○三鋼委員 たいだいまの大臣の御答弁は私は理解できないのであります。これに對するところの私の考え方は逐次審議の過程においてたゞしていききたいと思ひます。

○馬場國務大臣 たいだいま提案いたしております法案との間に趣旨の上の交更はないつもりであります。

○三鋼委員 この道路新設の費用は三十一年度予算には全然見込まれていないと私は思ひます。このようにして当然なすべきことを公団に転嫁していくのではないかとこの点に私はやはり大きな疑問を持つのでございますが、これも以下御質問申し上げる過程においてたゞしていききたいと思ひます。

○馬場國務大臣 たいだいま申し上げました通り、無料公開の原則であるべきことはお説の通りであります。たゞ現在の日本の道路の情勢よりいたしまして、有料道路を設定いたし、これによつて道路の整備をいたしますと同時に、これに要しました費用の回収をはかり、維持修理をもちかへて参る、この方法をとらなければ日本の道路の整備は容易でない、かように考えましたのでこの方式をとることにいたしました。これはひとりがわが国ばかりでなく、諸外国におきましてもこの種の有料道路の建設は着々進んでおりまして、その成績を上げておりますことは三鋼さんにもよく御承知のところであらうと存じます。

○三鋼委員 諸外国の例をお引きになつてはありますが、私はこれは全然観点が違つておると思ひます。これにつきましてはまた後ほど御質問いたしたいと思ひます。

○三鋼委員 たいだいまの大臣の御答弁は私は理解できないのであります。これに對するところの私の考え方は逐次審議の過程においてたゞしていききたいと思ひます。

○馬場國務大臣 たいだいま申し上げました通り、無料公開の原則であるべきことはお説の通りであります。たゞ現在の日本の道路の情勢よりいたしまして、有料道路を設定いたし、これによつて道路の整備をいたしますと同時に、これに要しました費用の回収をはかり、維持修理をもちかへて参る、この方法をとらなければ日本の道路の整備は容易でない、かように考えましたのでこの方式をとることにいたしました。これはひとりがわが国ばかりでなく、諸外国におきましてもこの種の有料道路の建設は着々進んでおりまして、その成績を上げておりますことは三鋼さんにもよく御承知のところであらうと存じます。

○三鋼委員 諸外国の例をお引きになつてはありますが、私はこれは全然観点が違つておると思ひます。これにつきましてはまた後ほど御質問いたしたいと思ひます。

○三鋼委員 たいだいまの大臣の御答弁は私は理解できないのであります。これに對するところの私の考え方は逐次審議の過程においてたゞしていききたいと思ひます。

○馬場國務大臣 たいだいま申し上げました通り、無料公開の原則であるべきことはお説の通りであります。たゞ現在の日本の道路の情勢よりいたしまして、有料道路を設定いたし、これによつて道路の整備をいたしますと同時に、これに要しました費用の回収をはかり、維持修理をもちかへて参る、この方法をとらなければ日本の道路の整備は容易でない、かように考えましたのでこの方式をとることにいたしました。これはひとりがわが国ばかりでなく、諸外国におきましてもこの種の有料道路の建設は着々進んでおりまして、その成績を上げておりますことは三鋼さんにもよく御承知のところであらうと存じます。

○三鋼委員 諸外国の例をお引きになつてはありますが、私はこれは全然観点が違つておると思ひます。これにつきましてはまた後ほど御質問いたしたいと思ひます。

○三鋼委員 たいだいまの大臣の御答弁は私は理解できないのであります。これに對するところの私の考え方は逐次審議の過程においてたゞしていききたいと思ひます。

○三鋼委員 たいだいまの大臣の御答弁は私は理解できないのであります。これに對するところの私の考え方は逐次審議の過程においてたゞしていききたいと思ひます。

○馬場國務大臣 たいだいま申し上げました通り、無料公開の原則であるべきことはお説の通りであります。たゞ現在の日本の道路の情勢よりいたしまして、有料道路を設定いたし、これによつて道路の整備をいたしますと同時に、これに要しました費用の回収をはかり、維持修理をもちかへて参る、この方法をとらなければ日本の道路の整備は容易でない、かように考えましたのでこの方式をとることにいたしました。これはひとりがわが国ばかりでなく、諸外国におきましてもこの種の有料道路の建設は着々進んでおりまして、その成績を上げておりますことは三鋼さんにもよく御承知のところであらうと存じます。

○三鋼委員 諸外国の例をお引きになつてはありますが、私はこれは全然観点が違つておると思ひます。これにつきましてはまた後ほど御質問いたしたいと思ひます。

○三鋼委員 たいだいまの大臣の御答弁は私は理解できないのであります。これに對するところの私の考え方は逐次審議の過程においてたゞしていききたいと思ひます。

○馬場國務大臣 たいだいま申し上げました通り、無料公開の原則であるべきことはお説の通りであります。たゞ現在の日本の道路の情勢よりいたしまして、有料道路を設定いたし、これによつて道路の整備をいたしますと同時に、これに要しました費用の回収をはかり、維持修理をもちかへて参る、この方法をとらなければ日本の道路の整備は容易でない、かように考えましたのでこの方式をとることにいたしました。これはひとりがわが国ばかりでなく、諸外国におきましてもこの種の有料道路の建設は着々進んでおりまして、その成績を上げておりますことは三鋼さんにもよく御承知のところであらうと存じます。

○三鋼委員 諸外国の例をお引きになつてはありますが、私はこれは全然観点が違つておると思ひます。これにつきましてはまた後ほど御質問いたしたいと思ひます。

○三鋼委員 たいだいまの大臣の御答弁は私は理解できないのであります。これに對するところの私の考え方は逐次審議の過程においてたゞしていききたいと思ひます。

○三鋼委員 たいだいまの大臣の御答弁は私は理解できないのであります。これに對するところの私の考え方は逐次審議の過程においてたゞしていききたいと思ひます。

○馬場國務大臣 たいだいま申し上げました通り、無料公開の原則であるべきことはお説の通りであります。たゞ現在の日本の道路の情勢よりいたしまして、有料道路を設定いたし、これによつて道路の整備をいたしますと同時に、これに要しました費用の回収をはかり、維持修理をもちかへて参る、この方法をとらなければ日本の道路の整備は容易でない、かように考えましたのでこの方式をとることにいたしました。これはひとりがわが国ばかりでなく、諸外国におきましてもこの種の有料道路の建設は着々進んでおりまして、その成績を上げておりますことは三鋼さんにもよく御承知のところであらうと存じます。

○三鋼委員 諸外国の例をお引きになつてはありますが、私はこれは全然観点が違つておると思ひます。これにつきましてはまた後ほど御質問いたしたいと思ひます。

○三鋼委員 たいだいまの大臣の御答弁は私は理解できないのであります。これに對するところの私の考え方は逐次審議の過程においてたゞしていききたいと思ひます。

○馬場國務大臣 たいだいま申し上げました通り、無料公開の原則であるべきことはお説の通りであります。たゞ現在の日本の道路の情勢よりいたしまして、有料道路を設定いたし、これによつて道路の整備をいたしますと同時に、これに要しました費用の回収をはかり、維持修理をもちかへて参る、この方法をとらなければ日本の道路の整備は容易でない、かように考えましたのでこの方式をとることにいたしました。これはひとりがわが国ばかりでなく、諸外国におきましてもこの種の有料道路の建設は着々進んでおりまして、その成績を上げておりますことは三鋼さんにもよく御承知のところであらうと存じます。

○三鋼委員 諸外国の例をお引きになつてはありますが、私はこれは全然観点が違つておると思ひます。これにつきましてはまた後ほど御質問いたしたいと思ひます。

○三鋼委員 たいだいまの大臣の御答弁は私は理解できないのであります。これに對するところの私の考え方は逐次審議の過程においてたゞしていききたいと思ひます。

○三鋼委員 たいだいまの大臣の御答弁は私は理解できないのであります。これに對するところの私の考え方は逐次審議の過程においてたゞしていききたいと思ひます。

尋ねたいします。

○馬場國務大臣 道路公団ができますことによつて、一般の道路の整備が制約を受けるのではないかと御心配のように拝聴いたしました。私どもの考えでいたしますれば、この道路公団を作りまして、有料道路の実施をいたしますことによつて、道路の整備を飛躍的に発展せしめたい、かような目的をもつて本法案の御審議を願つておるのであります。道路公団ができましたために、一般の道路の整備が制約を受けるというようなことは毛頭予想もいたしておりません。

○三鋼委員 ただいまの大臣の御答弁を信頼申し上げたいと思ひます。

次に法案の内容について若干御質問申し上げたいと思ひます。第一条の目的においてありますが、道路法の趣旨と反していないか、道路法の道路というものは、第一点というものは、第一点といひまして、一般交通の用に供する道である。第二点といひまして、道路法第四各号に掲げるものの二つを要件としておるが、この法案にある道路は、料金を払うものだけに通行させるのであるから、その負担にたえ得る特定の通行者という解釈からするならば、一般無料公開の原則に反する立法措置ではないか。徒歩、緩速、高速という交通実体による制限は特定と見られないけれども、この法案のごとく、財の負担能力において制限するといふことは、道路法に反するものではないか、このように考えるのでございますがいかがでございますか。

○富樫(凱)政府委員 有料道路は道路法に言う道路を実施いたしますが、道路法の特例として実施いたすものでございまして、道路の整備のためやむを得ずとする処置であります。

さいますと、道路の整備のためやむを得ずとする処置であります。

○三鋼委員 とりわけお尋ねしたいのは、第十二条において、その第二項にトンネル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める施設については、利用する人からも料金を徴収することができるようになつておるのでありますが、これは明らかに道路の公共性に反すると思つております。かりに渡船施設のあるところと並行して有料橋ができたときに、渡船をするよりこの橋梁を利用したいのは人情でありますし、また生命保護の安全性から考えましても、だれしも選びたいところでありまして、こういう場合には、料金を徴収することができないという法をたてにとりまして料金をとられたのでは、私は著しく道路の公共性をゆがめるものであると考えるのでございます。今渡船施設によつて対岸に渡つてゐるそういう個所に、この有料橋ができた場合、この渡船施設はどうなるでございましょう。

もう一つ、この有料橋を作つた場合、どうも橋を通るのにはお金がかつて通れない、安全で便利であるけれども通れないという人がありますときに、渡船施設をこれに並行して作られるのかどうか、これをはつきりしていただかないといけませんと思つてございまして、局長さん、いかがでございますか。

○富樫(凱)政府委員 この十二条の二項はごく特殊の場合でございまして、われわれも利用する人から料金をとるといふことはなるべく考えたくないわけでありまして、たとえば関門のエレベーターのようなものは御理解願へる

と思ひますが、そのほかに、そういうトンネルあるいは橋で、人間を通すための特別の施設を要するものがあると思つておられます。たとえば若戸に橋をかけますと、これは歩行者に対してはエレベーターを用意しなければならぬかと思ひますが、そういう場合には人からも料金はとることができるようになつてほしいと思つてござい

○三鋼委員 新しく有料橋を作りまして、その場合に人の問題はどうか処理するか、渡船施設をされるのかされないのか。

○富樫(凱)政府委員 普通の場合には、人から料金をとらないことにしたいと思つておられます。

○三鋼委員 わかりました。なお、十二条の「政令で定める施設」というのは、どんなものをいうのでございましょうか。人が利用するもので、この法案に明示した以外で、どんな施設をいうのでございましょうか。

○富樫(凱)政府委員 この法に定められておる程度が考えられるものでございまして、将来できるものがあるかもしれないので、このように規定いたしておきます。たとえばエスカレーターというようなものを作るようなことがありましたならば、そういうものがこの中に入るわけでございます。

○三鋼委員 次に第三条第一項の一、二にいつてゐる「当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものであること」と、また「通常他に道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと」という趣旨の認定についてお尋ねしたいのでありますが、「著しく利益を受ける」といふこの受けるといふことは、その経済的効果をさしてゐるものでありましようか。もし経済効果といふことを取り上げて考えましたときに、かりに著しく利益を受けなくても、距離の短縮はわずかしきでないけれども、直線道路であるとかあるいは舗装が完備してあるとか、そういうことで車で利用する者の人間感情によつて新しい有料道路の方が行きやすい、こういう場合も起るのでござい

いのでありますが、「著しく利益を受ける」といふこの受けるといふことは、その経済的効果をさしてゐるものでありましようか。もし経済効果といふことを取り上げて考えましたときに、かりに著しく利益を受けなくても、距離の短縮はわずかしきでないけれども、直線道路であるとかあるいは舗装が完備してあるとか、そういうことで車で利用する者の人間感情によつて新しい有料道路の方が行きやすい、こういう場合も起るのでござい

○富樫(凱)政府委員 著しく利益を受けるというこの利益でございまして、これは主として経済的の利益で計算できるものをさしておるわけでございますが、著しく利益を受けるという著しくはどうであるかということになります、この判定はそれぞれの個所についていたすわけでございます、こういう有料道路ができてその方が便利だといふところはこの一に当てはまると思ひます。

○三鋼委員 次にお尋ねしたいのは、現行有料道路では沿道に住居を有する者、または常時利用者に何か無料パスといったようなものでも出していられるのでございましょうか。第二十三國會におきましてはたしかパスを発行したいといふたような意思を表明されておつたやに承るのでございまして、お尋ねいたします。

○富樫(凱)政府委員 お話の通りでございます。

○三鋼委員 出しておるのですか。

○富樫(凱)政府委員 出しておることもございまして、それからその区間にそういう沿道に人家のないところなどは必要ないのでありますが、人家のあるところなどは出しておるところがあります。

○三鋼委員 その近くに人家がなくても、その他に住居を有する人でそこを通らなければならぬ人があるわけですね。そういう者には当然出すべきだと思つておりますが、出しておるのでございましょうか。

○富樫(凱)政府委員 沿道に家を持つておる場合には出してありますが、沿道でない場合には出してはおりません。ただし歩行者は無料で通しております。

○三鋼委員 帰り車、これもやはり料金をとるのでございましょうか。これは大へん大事なところだと思つてございまして……

○富樫(凱)政府委員 帰り車からも料金を徴収いたしております。

○三鋼委員 そちらへんのところちょっと納得いかないところでござい

ます。次にお尋ねしたいのは、有料道路ができることによつて並行するところのほかの道路の管理が乱れるのではないかと、こういう心配がありまして、まず有料道路にたよらざるを得ないという結果になると思つてござい

任として管理すべきであると思ひます
が、これがつづけばにきき場合、今後
はせつかく作つた有料道路にべんべん
草がはえる結果になるのではないかと
いう心配がある。何も一見営業行為の
ようなむだな道を作らなくてもよかつ
たといふたような後悔をすることに
ならないかどうか、これをお聞きし
たい。

○富樫(凱)政府委員 在来の道路の維
持管理につきましては万全を尽す考へ
であります。また並行道路をこしらえ
ましてそれが有料として成り立たない
ようなところには計画いたさないつも
りでございます。

○三鍋委員 もちろん計画されるとき
にはそういう御考慮はなさるべきであ
りますけれども、実際やつてみるとな
かなか思ふようにいかなかったといふ
場合が予想されるし、現在もあるの
ではないかと思ふからの質問でござい
ます。

次にお尋ねしたいのは、通行者のう
ち駐留軍人、軍属、家族等の通行、あ
るいは政令で定める自動車等とはどん
なもののか。国または公共団体の自動
車が全部政令によって除外されるのか、
またたとえば陳情団がバスに乗って東
京へやつてくる、あるいはどこかへ行
くといった場合、ゲートで阻止される
のではないかと一応考えら
れるのですが、そういうことはありま
せんか。

○富樫(凱)政府委員 駐留軍の車から
も料金は徴収いたしております。それ
からこれはバスからも料金を取るわけ
でございまして、中のお客さんのいか
んによつてその料金を取る取らないは
きめないわけでございます。陳情団の

場合は、陳情団がバスで来られます
と、お客さんでありますからこれは別
に阻止することはないわけでございま
す。また歩いて来られれば無料で通す
ことになるわけであります。

○三鍋委員 そうであらうと思ひま
す。それでは次にお聞きします。争議
団が通る場合はいかがですか。

○富樫(凱)政府委員 有料道路とい
たしましては歩行者は無料で通すこと
に考へております。またバスで通行す
る場合にはバスから料金を取ります。

○三鍋委員 その点を将来適用されな
いように私心配するからお尋ねしてお
るのでございます。

次に第八條第五項におきまして「第
三條第二項第四号若しくは第五号に掲
げる事項又は元利償還年次計画のみを
変更しようとするときは、建設大臣に
届け出ることをもつて足りる。」と
なっております。この四号の「工事の
着手及び完成の予定年月日」は単なる
届出で事足りると思ひますが、単なる
届出では不完全ではないかと思ひます。

工事の着手と完成予定年月日が著しい
天災地変による不可抗力によつて絶え
ず変更されることにでもしなると、
許可だけを受けてあとは放置するとい
つたような政治的な悪用の取引の具
にされる懸念がある。また五号の「収
支予算の明細」については、工事予算
が許可制になつて以上これでも許可
制にする必要はないか。頭は押えてあ
るから内容はどうでもよいということ
自体が矛盾であつて、少くとも公団あ
るいは道路管理者におきまして、かか
る法が適用される以上は許可の原則を
貫くことが望ましいと思ひます。事務
上煩雜であり不便の場合が多いといつ

ても、ここらあたりから道路建設に醜
聞が出るようになるのではないか、出
るか出ないかの分れ道があると思ふの
であります。これに対する道路局長
の御所見を聞きたい。

○富樫(凱)政府委員 第三條の二項の
四号、五号は、この変更の場合は届け
出ることだけでよろしいようになって
おりますが、六号、七号で「料金」及
び「料金の徴収期間」については許可
を得なければならぬことになつてお
るわけでございます。従ひまして工事
の着手及び完成の予定年月日等が單
なる変更であればこれは届出だけでよ
ろしい、と申しますのはこの料金と料
金の徴収期間で押えられるからでござ
います。五号の「収支予算の明細」につ
いても同様でございまして、これは料
金なり料金の徴収期間に影響があると
いうことでございまして、その方面
で押えることができるわけでござい
ます。

○三鍋委員 次にお尋ねしたいのは
は、不慮の事態の発生によつて償還が
非常に困難になる、こういう場合が考
えられると思ふのでございまして、こ
ういふ場合に何か減免の措置をお考え
になつておるかどうか、お尋ねした
のであります。

○富樫(凱)政府委員 ただいまお話の
不慮の事態というのは災害のことなど
があるのではないかと考えますが、災
害につきましましては公団法の第三十
條で補助ができるように規定してあり
ます。

○三鍋委員 次に、第二十七條に「建
設大臣は、公団に対して、公団の管理
する道路の管理に關し必要な勧告、助
言又は援助をすることが出来る。」こ

のようになつております。この条文
は、公団が道路管理者としての権限を
代行するのでありますから、第二十六
條ともからみ合せまして、大臣は勧
告、助言ではなくして、ある程度強く
指示するところの必要性があるのであ
りませんか、このように考えるのであ
ります。私はこういうところにこの公団
法の性格のあいまいさを感じるのでご
ざいます。これに対する御見解を伺
いたいと思ひます。

○富樫(凱)政府委員 建設大臣は第二
十六條におきまして公団を監督するわ
けでございまして、また道路法の七
十八條におきましても「建設大臣は都
道府県又は市町村に対し、都道府県知
事は市町村に対し、道路を保全し、そ
の他道路の整備を促進するため、道路
の行政又は技術に關して必要な勧告、
助言又は援助をすることが出来る。」と
規定してあるものでありますから、そ
の監督のほかに必要な勧告、助言、援
助を建設大臣は公団に対してできるよ
うにいたしましたのでございまして。

○三鍋委員 二十八條は、「公団が取
得した道路を構成する敷地又は支壁そ
の他の物件は、公団に帰属する。」と
いうことであります。道路管理者と
の關係はどうなのでございましてし
ようか。私はこれは重要な事項だと考
えるのであります。この御所見を聞
きたいと思ひます。

○富樫(凱)政府委員 「公団が道路の
新設又は改築のために取得した道路を
構成する敷地又は支壁その他の物件
は、公団に帰属する。」と規定してあ
りますので、道路を構成する敷地及び
道路を構成しておるものは公団の所有
になるわけであります。ただこの道路

の管理権は、公団がその道路の建設費
及びその他の費用を償還した後は道路
管理者に渡すわけであります。だから
所有権は公団に残りますが、管理権は
管理者にいくわけであります。この
敷地その他の物件は、公団の財産とし
て持たれるわけでございまして、公団
解散の際には国の所有になるわけで
ございまして。

第二十八條の二項に「普通財産であ
る国有財産は、公団に無償で貸し付
けることができる。」といふことに
なつておりますが、こういうことでも
し公団が解散された場合にはそれ
らの財産はそれぞれの道路の管理者に
無償で貸し付けることができるわけ
でございまして。償還が済めばその道路は
いわゆるただのものになるわけでござ
います。これをただで県なり指定市
に譲渡することは適當でない、やはり
公団の財産として持つておいて、解散
のときに処置すべきものと考えたから
かように規定しておるわけであります。

○三鍋委員 私はこの条項は非常に問
題があると思ふのでございまして、先
へ進みたいと思ひます。

次に道路公団法案につきまして若干
の御質問をいたしたい。第三條第二項
「公団は、建設大臣の認可を受けて、
必要な地に從たる事務所を置くこと
ができる。」このあるのであります。が、
どういふ地域に何カ所ぐらい予定され
ておるか、その他の地域に対しては
業務をどのようにして所管されるの
か、あるいは府県へでも委託されるの
かどうか。地方はただでさへ国の業務
の負担が多いときにますます加重には
ならないだろうか、財政上の負担は絶
對に地方にかかるようなことはないの

次に第三十条でありますが、「政府は、予算の範囲内において、公団に対し、第十九条第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができ」とあります。この経費の一部の補助は一般会計からなされるのか。本法の附則第十二条と関係はないと私は思うのでございますが、一般災害の場合と同じように補助をするのか。これに対して別に法律をもって定められるのか、補助されるとすれば、どういう率で補助を出されるのか、これをお聞きしたい。

○富樫(凱)政府委員 この三十条の補助金でございますが、第十九条の一号は新設、改築に要する費用でございます。第二号は災害復旧に関する費用でございますが、第一号につきましても、附則の十二條の補助が入るわけでございます。それから第二号につきましては、一般会計から補助をする考えでございますが、補助をする率等については、今後決定いたす考えでございます。

○三鋼委員 慎重に検討されまして、こういった問題を解決される気持でございますけれども、私この項も非常に問題があると考えます。これに對しましては後ほどまた関連して質問いたします。

次に五カ年計画による道路整備と公団による道路整備と何か非常にややこしいことになってくるように私は考えるのでございます。私の勉強の足りない点からかもしれませんが、この混淆せる、不分明な間隙に乗じまして、またいろいろな問題が出てくるのではないかと懸念がされて仕方がないのでございますが、そういう点に

對する心配はないのでございますか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○富樫(凱)政府委員 第十二条は道路整備費の財源等に関する臨時措置法の特例として設けられたものでございまして、昭和三十一年度から三年間は、道路整備五カ年計画に関する道路の工事に対して公団が実施するものに要する経費の一部を補助することができるという特例でございます。これは御説のように五カ年計画と公団が実施する有料道路との間に紛着が起るぬかという心配があるわけでございますが、これにつきましても限度を定めまして、道路整備五カ年計画に關係のある道路工事だけに補助をするという考え方にしておるわけでございまして、御心配の紛着はできるだけなくしたいと考えておるわけでございます。

○三鋼委員 五カ年計画の道路整備と公団の道路整備の關係を面然と區別して、もう少しわかりやすいように御説明をお願いしたいと思います。五カ年計画の中のどういう箇所がその対象になるのか、御説明願えないでしょうか。

○富樫(凱)政府委員 まだ決定いたしておりませんが、三十一年度におきまして北九州も有料道路で取り上げたいと考えておるわけでございます。この北九州の現在あります道路は非常に悪い道路でございますが、これを別に線を設けまして、門司から八幡まで新しい道路をこしらえて、これを有料道路にしたいと考えてございます。これは関門国道が開通いたしますと当然に予想される交通量に對処するための道路工事でございますが、これは五カ年計画にも一部入れておきました。これはその新しい線に沿ひまして、現在の関門

国道に接続して新しい道路を作るべく五カ年計画に入れておきました。これは有料道路として早くやつた方がよいという考え方も成り立つわけでございまして、こういうものに対しては、今後五カ年計画にかかわる道路の工事と考えておるわけでございます。

○三鋼委員 ただいま北九州の例を引いて御説明願ったのでございますが、私も北九州の道路を視察いたしました。これは切実な問題であり、妥当な線である、こう思います。しかし何れも北九州だけでなくして、全国至るところにこういう問題があると思うのでござい

ます。次にお尋ねしたいのは第三十二条でございます。「公団は、その役員及び職員に對する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない」とあります。これについてお尋ねしたいのは、第十八条には「役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」とあります。従つて給与その他身分の保障も、私は公務員に準じて取り扱われるべきである、このように考えるのでござい

ます。この点についての御説明をお願いいたします。もう一つ、現在の有料道路に働いていられる職員の方の数、それからこれらの人々の取扱ひをどのようにされようとしているのか、これをお聞きしたい。

○富樫(凱)政府委員 三十二条でございますが、その役員及び職員に對する給与及び退職手当は、国家公務員及び

民間事業の従事者の給与その他の条件を考慮して、適正に定めるように考えておるわけでありますが、これは公務員の給与よりも上回るものにならうと考えております。

それから現在従事しておる職員の数でございますが、直轄においては二百五十人ほどでございます。それから県の方の職員は約四百名でございます。直轄の二百五十名のうち二百名をちよつと超える数、これは関門の国道に従事しておる職員でございますが、この関門の仕事は地連に委託したと考へますので、これらの職員は直ちに公団の職員とはならないわけでございます。その他の残つた直轄の人員並びに県の有料道路に従事している職員は、公団の方に転任と申しますか、移す考えでございます。

○三鋼委員 この関門の二百名を地連が受け入れる対象になつてゐるのか受け入れられるのか、その点について……

○富樫(凱)政府委員 公団が工事を地連に委託する関門の職員は、そのまま地連の職員として残るわけでございます。○三鋼委員 次に附則についてお尋ねいたします。第九條第二項「前項の規定により公団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際における特定道路整備事業特別会計の資産の価額から負債の金額(前項に規定する繰入金に相当する金額を除く)を差し引いた額は、政府から公団に對し出資されたものとする」とありますが、現在の状況を少しお聞きしたいと思ひます。

○富樫(凱)政府委員 昭和二十八年度

におきまして一般会計からこの特定道路整備事業特別会計に十億を繰り入れられております。それはそのまま公団に出資されることとしたわけでござい

ますが、なおその他の積立金が三千六百万円ほどございまして、この二項の額は十億三千六百万円くらいになります。○三鋼委員 次に第二條についてお尋ねいたします。第一点は、臨時措置法によつて舗装、改築、修繕、北海道は維持を含むんですが、この実施計画をなされておると思ひます。その箇所

に公団が別途に事業をやるということができるのかどうか。これは私は非常に大きな問題だと考へるのでござい

ます。これは臨時措置法の立法精神を根本からゆがめるものであると考へます。臨時措置法で計画完成した道路は、これは無料で大手を振つて通ることができるとあります。それを横合

いからおせつかにこういうものが入つてきて、しかも臨時措置法の金額の一部を補助してもらつて道路ができ上つたら通行料が取られる。取らないなら話はわかりませんが、今度はどうしても取らなければならぬでしょう。これは私にはどうしても理解できない点であります。この点につきまして御答弁をお願いいたします。○富樫(凱)政府委員 五カ年計画にきめられております道路を有料道路でやる場合のことを申されておるのかと存じますが、それは五カ年計画にきめられております道路を全部有料道路にするという事は、これはお話のようないことが起るうと思ひます。先ほどの問題に關連いたしまして、いわゆるガソリン税から入つた金は有料の對象に

たさない。これは償還を必要としない金でありますから、それからは料金をとらないことになりす。その金を合せて有料道路をやるということになりますと、結果は料金が安くなるということになって現われてくるわけでありす。また道路を計画するに当りましては、一級国道、二級国道につきましては道路管理者と協議し、その他都道府県道、指定市の市道につきましては、管理者の同意を得るということにいたしておりますが、そういうことで五カ年計画に載せられてあります道路につきましては処置いたしたいと考えております。

○三鋼委員 それは所定のいろいろの合法的措置をとられるだろうと思ひますけれども、私はやはりこれは根本的に臨時措置法の精神を踏みにじつておるものであると思うのでございす。私はさきに大臣に対しまして政治の欺瞞性を突きました。前回の委員会において一くれの砂糖にたかるアリのやうにと表現いたしましたのは、この臨時措置法の財源の根本精神をだんだんと虫ばんでいくところの政府のやり方について義憤を感じているからでありす。地方道路税の行方は一体どうなつてゐるのか、その実態を確認する余地もない、また今このやうな道路公団なるものによつてねらわれておる。これは絶対に承知できないのであります。今ここで見ますと、全国乗用自動車協会からもこれに対する陳情が来ておるでございす。当委員会におきましては、保守党の方といえども私の尊敬する人が非常に多い。そして正論を常に吐いておられると思ひますが、このやうに臨時措置法の特例を設けること

が法的にできるのかどうか。私はこの点修正される必要があると思ひのでございす。大臣の御所見を承わりたいのであります。

○馬場國務大臣 道路の現状から考えまして、何としても有料道路の制度によつて、しかもこれを公団方式によつて経営をいたしますことが最善の道であると考えまして本法案を提出し、御審議をお願いいたしておることは先ほど来しばしば申し上げてあります。

いわけのガソリン税の一部を道路公団に用ゐることが誤まりではないかという御意見のやうに拝聴をいたしました。が、ガソリン税は、御承知の通りに、一般道路の整備に用ゐるべく限定をせられたものであることは申すまでもありません。しかしながら、先ほど来しばしば説明をいたしましたやうに、この有料道路のいわゆる五カ年計画の一部にも充當いたしますことは御承知の通りでありますので、ガソリン税を目的税として設定をいたしました趣旨にも反するものではない、かやうに考えておる次第であります。とにかく道路を整備いたしますことが緊急の要務でありますので、あらゆる努力を傾注し、この有料道路の設立、それが経営のための公団の設立によりまして万全を期して参りたい、かやうに考えておるものであります。道路の整備に対する熱意につきましては三鋼委員のお心持と寸毫も隔きはな、かやうに考えておる次第であります。

○三鋼委員 道路に対する整備の熱意、この問題を私はお聞きしたのでではございせん。これは当委員会におきまして私が初頭に申し上げました通り、人体でいへば血管に相当する

道路を何とかしてつづななものでして早く整備したいという熱意はみんな一致した考へなんです。その一致した点に私は触れておるのではありません。ただこの目的税のガソリン税、道路整備五カ年計画、これに対する考へ方がだんだんゆがめられていく、実際ゆがめられていつております。私はこれをやはり道路整備促進の立場から御質問申し上げておるのでございす。

次に局長にお尋ねいたしますが、三カ年と限定してあります。臨時措置法はまた延長さるべきものであると思ひます。その延長された場合に關連いたしまして、やはりさらに延長する含みを持つていられるのか、あるいは三カ年限りと考えていられるのか、この点について承わりたい。

○富樫凱政府委員 これは三カ年と考へております。これが延長されした場合にいかやうな規定はいたさないつもりでございす。

○三鋼委員 次に第二十六条について。道路債券が公団で発行できるといふことは、結果的には目的税の転嫁のやうな形になると思ひます。債券の償還というものは道路利用料金からなすのでありますから、これでは道路債券の意味をなさないのではないかと思ひのでございす。これについて御説明をお願いいたします。

○富樫凱政府委員 道路債券につきましては、有料道路で上る料金がありすので、これをもとに民間から資金を集めようという考へに出たものでございす。

道路の事例をお引きになつております。私は、アメリカの有料道路が今日の発達を見た原因というものを考へましたときに、それは第二次大戦の自動車交通の増大というところに基くものだと思ひます。その第一点は、自動車輸送の長距離化ということ、第二点は、都市生活の外延的發展ということ、このやういふことに伴つて飛躍的に増大した自動車交通量を既設の道路ではもはやまかない切れなくなつたところに發していると思ひます。たとへば日曜にニューヨークの郊外で目的地に到達するためにふだんの二倍、三倍の時間を要する、このやうにいわれておるのであります。この状況のもとにあつては、新しい有料道路の登場は確かに福音であつたのであります。より早く、より快適に通行できることによつて、時間とガソリンの節約は言うまでもなく、これはまたドライバーの神経にとつて救ひでもあつたのであります。何がしかの料金を払つても、その負担を負つても余りがある。こ

ういうところには有料道路の盛んになつてきたゆゑがあると私は思ひます。きつて好成績であるゆゑであると思ひのであります。現在開通しているのは二千万マイル、建設中のものが二千万マイル、なお建設を予定されているものは五千万マイル、こゝういつた状態になつておるのであります。有料道路といふものに對する観点が日本とは根本的に違つてゐるのではないかと私は考へるものであります。一本の道路ではどうしても間に合はない。だから別に有料道路を作つたところにアメリカの道路政策の意味があると私は考へるのであり

ます。だから、料金を出すののがいやだつたら、あるいは急がない旅であつたならば通らなくても、りつぱな道路があるのではありません。こゝういふことを政府は考慮に入れておられるのかどうか、世の中には便乗といふ言葉がありますが、根本的に違つた要素のもとに發展しているアメリカの有料道路を、その形だけにあえて便乗するものではないか。また世の中にはサルマネといふ言葉があります。これはむしろあいさようがある。しかし軍事費を天引きして、その予算のしわ寄せをこゝういふところまで持つてこられては、ますます迷惑するのは国民ではないかと思ひます。一朝事あるときは自衛の価値さえない軍隊、しかしまだ価値のない間は安心しておられるのであります。一度自衛の實力を有するところの軍隊に成長したそのときこそは、すなわち日本は破滅の道をたどつてゐるのではないか、こゝういふ工合に私は考へる。私たちはこの道を歩いてきたのであります。歩かされてきたのであります。この二法律においても、国の当然なすべき処置をなさないので、税金のほかに通行料をとる。歩く人からまでとつて整備するといつたやり方は、何としても正常な道路行政ではないと私は考へるのでございす。これに對する大臣の所見は必要ありません。大へん長くなりましたけれども、以上で私の質問を終ります。

○中島(豊)委員 この道路公団に對する私のもの覚議も決定いたしてありますので、はつきりしたことは申しませんが、私個人としては大賛成であります。その理当をいたしますところは、昭和二十九年のわが国の道路費とア

いうところを設定いたすつもりでありまして、そのために有料道路が交通のネックになって、料金を払わなければ交通ができないというような措置は一切とらないつもりでございます。便乗でもサルまねでもないつもりでありまして、ほんとうにまじめに道路の整備に對して全力をあげておるといふことの衷情を御了承を願いたいと存じます。なお予算に關しまして、自衛力を持つことが誤まりじゃないか、さような費用があるならばこれを道路に投入すべしという御議論も拝聴をいたしました。が、これは問題の根本に觸れた議論でありまして、残念ながらわれわれの考えておりますことと三編委員のお考えとは平行線的に相違をいたしておりますので、さような議論をいたしする必要があると思いますが、とにかく現在の状況をもつていたしましては、道路の整備を促進いたしまする最善の方法と確信をいたしまして、本法案を提出いたしましたのでございます。どうかさよう御了承を賜りたいと存じます。

なお中島さんの御質問でございましたが、ガソリン税を――ほんの一部でありますけれども、これを公団に交付するといふことがけしからぬじゃないか、ただしこれと呼び水にして道路整備ができることは趣旨においては賛成できる、こづい御意見でありました。が、まことに御理解を賜わったことを私も感謝をいたします。でき得ればガソリン税なんかをこの方面に投入しないで済ましたいのが実は山々なのであります。が、いかんせん財政の都合もありまして、今お話のようにこれが呼び水の役目を勤めまして道路の整備が

進展するということになれば、大体の趣旨は同じ目的に使われるのでありますから御了承願われるか、かように考へておる次第であります。なお道路全体の整備につきまして熱意を持ってやるかというお話でございますが、関係当局はもとより一体になりまして全力をあげておるつもりでございます。いろいろの忌憚ない御意見も承わり、それも虚心たんに御意見も拝聴して、改むべきところは改めつつ、道路の整備に万全を期したい、かように考へておる次第であります。

○中島(農)委員 私の建設大臣に希望するところは、建設行政以外の国全体の基本的問題をこでいろいろ申し上げてもしょうがないから、それに對しては別に触れぬことにいたしますけれども、ただいま質問のうちで、新しく創設するところの軽油税を、建設省としては道路整備の中へ——これは十六国会でできた道路整備費の財源等に関する臨時措置法そのものの精神にびつたり合うものであるから、要求するお考えがあるかどうか、この問題が一つ。

また新しい問題としまして、すぐ即答はできかねると思ひますけれども、例の国土開発縦貫自動車道建設法案に對しまして当委員会が前田委員から質問があり、そしてあなたの明確な御答弁があった。新聞で拝見いたしました。そしてまた建設大臣の明確な御答弁があった。実際私もはが意を得たりと考へておるのであります。そこで問題は現在の道路法と、運輸省所管になるところの道路運送法と競合と申しますか、かみ合うようなことになる。しか

も高速自動車道は法規の上からいえば道路運送法に該当するものであるけれども、これは一般常識として運輸大臣に質問する者はない。みんな建設大臣に質問し、また建設大臣もそれに對して答弁しておる。この理由というものは、かねてこういうような自動車の発達を予想しない時代にこしらえた法律でありますので、現在の時代に適應せぬ。その結果こういうようなことが生まれる。従ひまして建設大臣は道路運送法と道路法との調整と申しますか、これを一元化するようなお考えをお持ちであるかどうか。いつまでもこういうような状態で放置しておくか考へであるかどうか、この点を追加してお伺ひして私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○馬場國務大臣 軽油税の問題につきましては御指摘の通りこれを道路の整備に使用したいものであります。本質上そうすべきものであると考へるのであります。御承知の通り地方公共団体の財政状態でありまして、その方面にこれを用いようというところに相なりまして、まことにやむを得ざる次第であると存じます。

次に先ほど長崎県の問題にちよつとお触れになったようであります。これは一時流用をしたという話を聞いておりますが、やがてまた道路に使用したいと考へておられます。なお必要があれば精査の上にお答え申し上げたいと存じます。

のうちに政府の關係各省ともよく協議をいたしまして、意見の調整をはかるつもりでございます。

○橋本委員 二、三大臣に御質問いたしたいと思ひますが、すでに予算委員会に於いていろいろ総合的な交通政策につきましてはお伺ひいたしておりましたので、端的にお伺ひいたしたいと思ひます。ただいま中島委員から指摘されましたように、わが国の交通政策というものはちりちりばらばらでありまして。早急に何らかの方法によつてこれを統一をしていただきたい、こういうふうに希望として申し上げます。

○馬場國務大臣 交通の総合的な問題についての御質問であると思ひます。道路と自動車道と、しこして鉄道という御意見でありましたが、私どもは交通全体の総合的な計画につきましては、今後なおそれに加うるに飛行機あるいは船舶といった問題をも加えまして、総合的に計画を進めて参らなければならぬ、かように考へております。

交通審議会等におきましても、総合的な調査並びに計画を急いでおるのであります。ただいま御指摘になりました道路法上の道路と、いわゆる自動車道との問題のごときも、急いで調整をはからなければならぬ問題かと考へますので、先ほどお答え申し上げました通り、なるべく早い機会にこれの調整をはかりたいと考へております。社会党の諸君の中からも、そういう私に對する好意ある、個人的なお話もありましたし、最近のうちにこれを処理したいと考へておる次第でございます。

○橋本委員 くだいことは申しませんが、経済五カ年計画からいきましては、現在はやりくりをいたしてありますが、もう二、三年たつたならば、どうしても自動車道というものを實現しなければ円滑な輸送ができない、こういうふうに考へますので、さらに強力に御推進をお願いしたいと思います。

それから道路公団法であります。道路の改修あるいは整備については、もちろん全面的に私も賛成はいたしておりますが、この公団法が提案をせられて参りました原因の一つに、二十二国会におきまして、縦貫自動車道を私も有志が提案をいたしました。それに刺激されました、いわゆる自動車道と、この道路法による道路の整備が混同をされて、当初この草案ができた。こういう予感があるのでありますが、この点について、そういうことがあるのかないのかという点を簡潔にお知らせ願いたいと思ひます。

○馬場國務大臣 これはしばしば申し上げました通り、現在参議院に経路審議になっておりますあの法案に對処するために、競争的な立場から立案したもので何もありません。いかにすれば道路の整備がうまくいくかということいろいろ考へてはしまして、單に政府の資金ばかりでなく、民間の資金も導入して、しかも一元的にこれを運営して参りますためには、現在の特

別の會計制度だけではどうしてもうまく参りません。経理が別々になつておりましたので、いわゆるフル計算などというものでできなかった状態にありますので、何としても満足な運営も維持も管理もなかなか困難な状況でありましたので、従来の欠点を是正して、運営の完備を期して参りますには、どうしても公団方式によるほかに道がない、こういう結論に到達いたしましたので、この法案を提出いたしました次第であります。どうかその点御了承願ひたいと存じます。

○橋本委員 過日の予算委員会の席上で、高橋長官は名古屋—神戸間の道路を計画しておる、こういうような御答弁があったのであります。受け取るわれわれの方から感じます点は、自動車道ではない。いわゆる人も馬も自動車も通る混雑交通道路を考へられておるようでありまして、この点について建設大臣並びに運輸大臣、高橋長官等の意見が一致しておらないと私は感じたのであります。この点どういふことになつてゐるか、お知らせ願ひたいと思ひます。

○馬場國務大臣 私は別に高橋長官と意見が違つておるとは考へていないのであります。私どもの考へと同じだと考へます。

○橋本委員 そういたしますと、高橋長官が答弁をされましたのは、この道路公団法案にいうところの有料道路であるか、あるいは自動車道であるか、この点は長官が見えませんか、建設省の見解をお伺ひしたいのでござい

く早い機会に作りたい、かように案は考えております。そこでこの道路公団ができました際におきましては、その一部分なりとも着工にかかりたい、かように考えておるのであります。おそれく高橋経企長官の御意見もこの点をさされたものではないかと想像いたします。

○橋委員 名古屋―神戸間の道路が考えられておりますのは、公団法によるところの道路である、こういうふうにして私受け取れるわけです。しかし今参議院に私も提案をいたしてあります。自動車道は混雑交通では使命を達することができません。従って今ここで大臣にいろいろなことを申し上げるより、お帰りになりまして、われわれが提案をいたしてあります自動車道とこの公団法によるところの道路との比較をよく御研究願って、そのないように取り扱っていただきたいと思っております。もしあそこ公団法による道路ができまして、あとでそこだけ規格の違ったものができるといふことになりまして、将来の自動車道に相当影響を及ぼすものではないかというふうに考えますので、この点一つお願いをいたしておきたいと思っております。

それから昨日新聞で拝見したのであります。自民党の交通部会において、縦貫自動車道が提案をされておる、なお建設省から公団法が出てきた、同じような性格のものに對して二つの法案は必要ないじゃないか、こういうような論議がかわされたというところを新聞で拝見いたしておるわけでありまして、この点について御存じならお知らせを願いたいと思っております。

○馬場國務大臣 自由民主党の党の方

でさような議論があつたことをまだ私承知をいたしてありませんが、党の建設部会あるいは政策審議会からどちらか、そういう議論があつたのでしようか。私まだよく承知をいたしておりません。

○橋委員 次にこの公団法について一点お聞きしたいと思つて、私は道路を整備するという目的でこの法案が出されて参りましたことは非常にけっこうだと思つて、軒を貸しておるやを取られるといふことがござりますが、そういう目的でせつかくこれを申し出て、最後には受託者負担という方向に追いやられる、こういうふうには私は考へております。と言いますのは、公社と公団とどういふ点が違つかあまりはつきりいたしませんけれども、たとえば国鉄の場合を一つ例にとりますと、一昨々年大水害が起りました。国鉄は百億近い損害を受けたおるわけでありまして、独立採算制という建前から、政府からはびた一文補助されたりしません。なお今国会におきましては御承知のように受託者負担という名目で固定資産税が三十六億取られようとしております。従つてこの公団も今は整備をするんだといふことで参つたわけでありまして、将来はやはり国鉄その他の公社の例と同じように税金を取り、あるいは災害を受けたときは受託者負担で当然お前のところまでかかるといふ、補助を出しても他と比較して少い、前例がありますので、こういう形に必ずなつていくであろうと考へまして、せつかく整備をする目的で出したのが、年数がたつて従つて弊害が生じてくるのではないかと考へます。この問題が一番危惧されるのは、災害復旧の項であります。この点は各委員も心配いたしましていろいろ質問をされておつたわけでありまして、今私はこの三十条について具体的に、国鉄その他の公社にとられましたが、国鉄その他の公社にとられましたが、いろいろな措置が必ずや将来とられる、そういうことになりまして道路の整備改修といふものについては莫大な予算が伴う、工事費をめぐつて相当各党が紛糾を来たすのであります。結論的に申し上げますと、そういう莫大な予算を食つて、仕事は政府の直接機関から切り離して、切り捨てていく、将来はこういう結果になつてくるのじゃないかといふことを私はおそれておるわけでありまして、この点について大臣並びに事務当局の見解を承わつておきたいと思つております。

○馬場國務大臣 せつかく公団を作つても将来長きにわたれば本来の使命を失ふことになりはしないかと国鉄に例をとつての御心配、まことにごもっともであると思つております。そこでこれは将来長きにわたる問題でありますから、今御心配の点の起らないようにお互いに努力を続けていかなければならぬと存じます。国鉄の状況に明るい皆さんの御意見は特に拝聴すべきものであると考へまして、そういうことの起らないように経営その他について万全を期していかなければならぬ、かように考へております。

○富樫誠政府委員 災害復旧につきましては、第三十条で補助をすることができるようになつておるのでござりますが、お話のような心配も懸念されるわけでありまして、しかし他の公団

公社等にはない災害復旧の補助をこの公団についてはやり得るやうにしてございまして、できるだけお話のやうなことがないように努力いたしたいと考へます。

○橋委員 具体的な条文その他については後日お伺いをしたいのであります。すでに先ほど各委員が主張されておりましたように、政府が全面的にめんどうを見ない、だからこの法案は整備をするといふことで出されまして、私たちの見方からすれば建設省は一步後退しておると思つて、仕事からいつてもそうです。公団を通じて道路を作る、そうするとあなたの方の仕事はそつちの方にたれてしまふ。しかも国家財政からいつても非常に窮屈であるから受託者負担に追いやられてしまふ。これは三十条でその点をおそれてうたつておられますけれども、補助をとるといふても、額の分配については限度がございます。そういう点からは非常に危険であつて、よくしうと思つても、かえつて自分みづからが後退をしていく。こういうことは私の短い経験ではございまして、各公団、公社の前例から見ましてそういうふうになるのじゃないかという点を非常に危惧いたしますので、こういう点も考へていただきたいと思つて、こまかい質問につきましては後日に譲ります。

○徳安委員長 暫時休憩いたします。

午後一時半より再開いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時五十七分開議

○徳安委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

三案に対する質疑を続行いたします。大高君。

○大高委員 ただいま審議中の東北興業株式会社法の改正案について二、三質問をいたしたいと思つております。

私は、勿来の関を境にいたしまして東北と云々近接しておる土地に生まれて、まだそこに住んでおります関係上、東北地方の天然資源の豊富なこと承知しております。またこれが開発振興についても少なからざる関心を持つておるのでございます。しかしながら、ただいま議題となつております東北興業株式会社の監理、保証に關連いたしまして、セメント工場設置につきましては、いささか納得がいかないものがあると思つて、それを御質問したいと思つております。

東北興業株式会社の輪郭は、配布された資料によつてのみ知ることができるとは思つて、昭和十一年十月に発足したといふのでありますから、今日まですでに二十年の歴史を持つております。大抵の事業は二十年過ぎますと、大抵一通り格好がつくものでございまして、いわゆる武士の商法とでも申しましょうか、予期した成果が上らないのではないかと、一まつ不安を禁じ得ないものであります。先般当委員会において内海委員より質問がありましたように、東北興業株式会社は造船ドックの規模を持つていながら、水揚高におきましては全国有数の産地である東北地方の漁船の改造につきましては、何ら貢献もなく、設備がただ捨てられておるといふやうな話を聞かされて、私はが然としたのであります。まことに本末顛倒しておると私は思つてございまして、民間で

あるならば、起業いたしましたして長年の歴史を持ち経験を持つてゐる事業というものは、そんなに等閑に付せるものではございません。何とかしてこれを復興したいという気持で一ぱいであるのに、それを捨てておいて、今度はまたはやりものの新しい仕事に手をつけるといふことはどういふものでありましょうか。極端な例を引くならば、あつたか道楽むすこがはやりものの仕事に次から次と手をつけてその財産を蕩尽したやうなものでございまして、現在セメント事業がいからといつて、また人の金を当てにして安易な計画のもとにこの事業に手をつけるということは、まことに割り切れない感じが私はするのであります。そこで聞きしたことは、初めは直営事業が二十五、投資事業が会社数にいたしまして九十九社あつたが、会社経理応急措置法に基く特別経理会社指定されたため、直営三、投資二十九社に縮小されたといつておりますが、この最後に残つた二十九社は現在どのくらい稼働してゐるのか、また初めの九十九社のうち一本立ちになつた会社はどのくらいあつて、また全然引き合はなないで休止しておる会社はどのくらいあるのか、詳細に御答弁をお願いしたいと存じます。

○町田政府委員 今御質問のございました東北興業株式会社は、以前は累計いたしまして九十九の会社に投資をいたし、それから累計いたしまして二十五の直営でやつて参つたのでございまして、先般も内海委員の御質問にお答え申しましたように、この会社はもとと負債を發行いたしまして、それによりまして事業資金を得まして、投資をいたし、直営事業を經營いたして参つたのでございまして。ところが、その後これらの債券の發行につきまして政府保証ができないことになりましたので、所要の事業資金を得ることができず、そのため直営事業等も非常に縮小いたしました。今お話のございましたように、直営につきましては現在では三種類だけ残つておるといふ状況でございまして。

それから投資につきましては、二十一年八月に会社経理応急措置法に基きます特別経理会社指定されたもので、その際に非常に多くの投資会社を整理いたしまして、現在は二十九になつておるわけですが、これらの投資をいたし、または直営いたしました会社のうちで、特に残つております二十九社のうちで、現在活発に活動をしてゐるものはどれくらいかというお話でございまして、今各個別の会社につきましても、その活動の状況を資料として持合せておきますので、後刻調査をいたしまして提出申し上げたいと思ひますが、特にこれらの会社のうちで、独立をいたしまして現在活躍をいたしております有力なものは、資料等にも書いてございまして、東北電力があり、また、それから東北パルプ、東北肥料、同和鋳造、合同酒造等の会社がこの中に入つておるのでございまして。もとこの東北興業株式会社は、投資なり直営なりをいたしまして事業を育ててまして、だんだんそれらの事業が独立してみずから経営をすることができるようになつて参りますと、それから手を引きまして、そちらに向けておりました資金を別個の新しい会社に投資をしまして、東北地方の会社を興して

いくというやうな使命を持つておりますので、いい会社はだんだん手放していくという形になつております。そこで、現在持つております投資会社等が、そういう意味におきましてまだ十分育たないままに戦後の経済の転換にあい、事業がそのまま伸びず、不良の投資になつておる、そういう形のものもかなりあることは、この会社の性質上やむを得なかつたものと思ひます。

以上のような状況でございまして、九十九社の全部につきましての現在の状況は、後刻調査をいたしまして資料としてお手元に差し上げたいと存じます。

○大高委員 私の聞きたいのは、初め九十九社をつけて、よくなつた会社は一、二表に載つてゐるやうでありますけれども、採算がとれないで投げてしまつた会社は、全然表には載つておりません。これについて私は詳細なる御答弁をお願いしたいと存するのであります。

○町田政府委員 今申し上げましたように、九十九社の中には、現在ではすでに閉鎖いたしました事業をいたしております。これは事実であります。たゞ東北興業株式会社は、今申しましたように、東北地方の産業を興すという意味におきまして、過去におきましてはかなりリスクのある仕事にも投資をいたして参つてゐるのでございまして。しかもそれが十分に芽を出さない間に、経済上のいろいろの変転によりまして閉鎖を余儀なくされたやういふ状況になつたものが多いのでございまして。この詳細につきましては、十分正確な調査をいたしましてお示しをいたしたいと思ひます。

○大高委員 よくなつた会社はあげてありますが、悪くなつた会社はあります。かように惜しげもなく投げてしまつた会社を忘れてしまつたやういふことは、官業の通例でございまして、民間業においてはとことんまでやるのが通例でございまして。要するにこの事業に対する熱意が少いからだと私は思ふのであります。そもそも東北興業株式会社の成り立ちというものは、たしか東北地方の大冷害から、出発して、今日においては文化、交通、産業の各般にわたる東北総合開発の使命を持たれてゐることは、これは当然でございまして。三白景氣といひまして、非常にセメント工業が景氣がよかつたときはすでに去りまして、今日の状況下においては、セメント工場を設置せんとする理由がどこにあるかというやうな疑問を私は持たざるを得ないのであります。しかも非能率、不経済といわれる点においては定評のある官業にこれを移すといふことは、私は當を得ないと思ふのであります。由來官営事業は、国民生活に重大なる影響があるとか、しかも民間資本だけでは公共性に欠けておつて、規模が大き過ぎるか

らやり切れないという仕事とか、あるいはまた官利上民間会社では立ちいかないというやうに、その範囲はおのづから明らかであると思ふのであります。それを押してセメント事業を新たに東北興業株式会社にしておけるやういふ理由の発見に私ははなはだ苦しむのであります。どうせ官業でやるならば、二万トンや二万五千トンの中途半端な工場を作るよりも、月産五万トンとか十万トンとかいう、設備内容も最も充実し、そして理想的にでき

て、コストもきつめて低廉に提供できるやうな工場を持つことが私は官業としては当然であると存じます。かういふ点につきまして大臣の所見をお伺いいたしたいと存じます。

○馬場國務大臣 東北興業が設立以來相當の年月がたちましたが、その間戦争等の影響を受けまして、経営がはなはだおもしろくない状況になりましたことは遺憾千万に存じております。そこでこれが処置につきましてはいろいろ考慮いたしたのであります。東北地方にはセメントの原材料になるべき石灰石が無尽蔵にございまして、セメントを製造せしめることによつてこれが復興をはかりたい。なお東北復興といふことが現在問題に相なつておるに、道路の面におきまして、あるいは河川の改修の面におきまして、その他産業各般にわたつて東北地方が他地方に比較いたしまして、比較的に劣れておる、これを開発しなければならぬ、かういふ要請が強いのでございまして、その要請にこたえるためにも、この種の事業を興すことによりまして貢献することができ、東北復興の一環をいたしたとしてもこの種の事業が必要である、かように考えましてこの計画をいたした次第でございまして。

○大高委員 東北地方に石灰石が豊富なこととは私も突地調査をいたしまして承知いたしております。しかしながらセメント工業といふものは石灰石のみによつてゐるものではない、あるいは燃料であるとか、あるいはその他のいろいろな条件がありまして、今日の事情からいへば石灰石が豊富だからといって必ずしも好条件ではないと思ふ

のであります。私は今回興りました東北のセメント事業に關しましては、さような意味において前途はなほだ関心を持たざるを得ないのでございます。もし東北興業の計画が完成の暁、東北地方における諸官庁の需要は当然当社の独占するところとなるおそれもありますし、また官業であるがゆゑに低金利融資あるいは債務保証あるいは低課税処置等、官業なるがゆゑをもつて、戦後營々として合理化を進めてきた民間業者に対して不当な圧迫をなすおそれがないかどうか、私はこの懸念を持つのでございます。大臣の御所見を承わりたいと存じます。

○馬場國務大臣 民業を圧迫するものではないかという御懸念のようでありますが、民業を圧迫するつもりは毛頭ございません。ただいまも申し上げました通りの趣旨によつて運営いたしてきたい、かように考えております。

○大高委員 私はセメント事業に対しては全然のしろうとはございません。この際政府委員の認識を新たにしたいと存じますが、今回起案されておる月産二万トンそこそここのセメント工場の前途が果してうまくいくかどうかということを中心から心配しておるのでございます。既設の工場はすでに三白景氣の時代において減価償却を終り、あるいはまたその内容の充実、設備の改善、機械の整備等を十分に施しております。新会社が生産コストの点におきまして、民間のその他の会社と太刀打ちができるかどうかというところを、私は非常に疑問を持つのであります。また各般の状況において、今日の段階におきましては、セメントの販売その他の点につきましては、われわれが考えておるほどそんなに簡単ではないものではございません。その需給の状況はすでに飽和点に達しております。青森にあり、岩手にあり、福島にあるところの既設会社は、みな大会社の資本によつて興されておる会社でございまして、すでに飽和状態にありまして、それでその余剰生産の大部分というものは、今日関東、信越地方にどんどん送り出されておる。これら東北地方においてダンピングをやつた場合には、二万トンそこそこの会社では太刀打ちができるであろうか、私は疑わざるを得ないのであります。かような状況のもとに、どうせやるならばほんとうに金をかけて、そして十萬トンとか二十萬トンとかいうような月産を持つところの、コストにおいてもほかの追従を許さないというような大きな会社を作るべきであると存じます。今日各セメント会社はほとんど増産設備をやっております。しかしながらこれは需要に間に合わないために増産設備をやつておるものではございません。おそろくことしの夏か来年の春には、操短によりまして一カ月十五日くらいの稼働しなないであろう、その稼働の日数を得んがために増産設備をやつておるのでございまして、セメント事業というものはほんとうに今日深刻に盛にいたしましたけれども、これらは出血輸出によつてやつておるのでございす。その損害というものは各会社の生産トン数割りによりまして各会社が負担をしております。かような状況のもとにあるときに、何のために好んで

セメント会社を興すのであるか、私ははなはだ疑問を持たざるを得ないのでございます。もしそれが、東北地方におけるところのセメントが、地域の關係で従来の幾分高かつたけれども、その単価の牽制策としておやりになるとすれば、これははなはだ誤ったものでありまして、今日セメントは東北地方におきましてはトン当たり約一千五百円の値上りをしておるような状況でございす。かような状況下において、中途半端なセメント会社を興すというやうなことは、前途はなほだ危険であると思うのであります。かような点について大臣のお考えを伺いたいと存じます。

○馬場國務大臣 セメントの仕事は始めることはきわめて危険ではないか、こういう御心配のようであります。私も似たようなことは、この事業が技術的並びに経済的に果してうまくいくかどうかということにつきまして、十分検討をいたしましたつもりであります。ただ漠然と計画したわけではないのでありまして、東北興業の当事者の意見を聴きますのはもちろんのこと、さきに現在セメントの製造を新しい方法でやつております宇都に、局長並びに技術者を派遣いたしましたし、製造の現場を見聞し、その実績を検討いたしました結果、これならば必ずいける、かような強い確信のもとに発足をいたそうと決意をいたしました次第であります。

この東北興業をしてやらしめようといはしてありますセメントの製造の方法は、いわゆるシャフト・キルンとかいう、私詳細を存じませんが、そういった新しい方式でそうでありまして、原価もずいぶん安くなるというところを聞いております。そこで民間会社との太刀打ちはできないのじゃないか、こんな小さいものではしょうがないじゃないか、こういう御意見もあつたやうであります。東北興業で生産をいたしますセメントは市販はいたさないつもりであります。建設省でやつております仕事のために使いますセメントの量は、御承知の通り河川局関係だけでも年間には百四十萬トンくらいを使います。道路局だけでも八十萬トンくらいを消費いたしますので、建設省の關係において使いますセメントの十分の一にも当らない程度のものなのであります。これは市販には出さないつもりであります。従いまして既設のセメント会社がまさかダンピングなどというやうなことはあるまいかと思ひますが、さような問題に対しては値段の点において既設の会社にたかれて立ちいかなくなるという懸念はないと考えております。

○大高委員 先ほど私は民間企業の圧迫になるではないかというやうなことを申し上げたところが、大臣は絶対圧迫はしないというやうな御答弁でございしました。しかしながらただいまお話を聞きますと、大休官庁においては優先的に市販に出さないのでこのセメントを使うというやうなお話でございしました。そういうことになりまして私は民間事業の圧迫になるではないか、かように考えるものでございす。もし市販がこの東北興業のセメントよりも安く下回つた場合においては、それを買わないで、やはりコストの高いところの東北興業のセメントを使うやうに、値段にかかわらず官庁においては東北興業のセメントを使うやうになるのかどうかということを大臣に伺いたいと思ひます。

○馬場國務大臣 一面において民間の業者を圧迫するのじゃないかという御心配があり、一面においては民間業者から圧迫されて立ちいかなくなるではないかという両方の御心配があるやうでございす。民間の業者を圧迫するつもりはありません。また民間から圧迫を受けて立ちいかなくなる心配はただいま申し上げた通りない、かように考えておるのであります。なお私の答へに足らざるところは局長より答弁いたします。

○大高委員 そうしますと、たとえば市販が東北興業株式会社のセメントよりも安くなつても、これは投資をしたのであるから、官業については東北興業のセメントを使うというやうな御意思でございしようか。

○町田政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上げましたやうに、東北興業のセメントの生産方式はシャフト・キルンでございす。シャフト・キルンにつきましては、大臣からもお答え申しましたやうに、建設費が非常に安く済みます關係上、生産コストが従来のロータリー・キルンに比べますと大へん安くなる。従いましてこれを売ります際にも、かなり従来のものと比べますと安く販売が可能でございすので、そういう意味におきまして、既設の施設のセメントと十分競争ができて、今御注意がございました、ほかの大きな資本でやつております会社と対抗しなくても十分やつていけるというやうに私たちが考えておるのでございす。ただ官庁等でセメントを購入いたします場合には、もちろん競争入札で

ございますから、東北興業が生産いたしましたセメントにつきましても入札によつて購入をいたすわけであります。生産費が安うございましてから十分さばけるという見通しのもとにやつておるわけでございます。

○大高委員 技術的のことは私よく存じませんが、シャフト・キルンというのは非常に危険性のある装置でございます。かような装置をやるのが果してよいかどうかということは、これは見解の相違でございますからあえて私が申し上げるまでもございせん。しかしながら、この東北興業会社のセメント工場ができて設備するところには、セメントも決して今日のような状況ではないと思ひます。従つてその経営面においては非常な苦勞をしなればならぬというように私は想像するのでございませう。私の言うことがほんとうであるか、大臣の考えがほんとうであるかということは、おそらく二、三年の後には結果として生まれるものでございまして、私はこれを予言いたしまして私の質問を終わりたいと存じます。

○徳安委員 松澤君。
○松澤委員 ちよつと席をはずしておりましたので、大高委員の質問とあるいは重複する点があるかもしれませんが、私はあまりこまかしいことは申し上げないで、端的に大臣の御意向を伺つてみたい、かように考えます。それは東北興業が設立になった当時の趣旨と、今日における東北興業の相違点を、まずその監督に當つておられる大臣から率直にお聞きいたしたい、かように存じます。

○馬場國務大臣 東北興業の設立当初

の趣旨は、現在も趣旨においては別に變つてないと思ひます。

○松澤委員 趣旨においては變つてないと思ひます。現状においては、現実にするならば、現実にあるとありますが、これを聞きたい。

○馬場國務大臣 お尋ねの趣旨につきましては、最初非常な意気込みをもちまして東北振興のための使命を帯びて誕生いたしましたのでありますが、遺憾ながらその後の成績おもしろからず、特に戦時中いろいろな事情のために業績不振に陥りました。御承知の通り、実績に相なったのでありまして、まことに遺憾千万に考えておる次第でございます。

○松澤委員 大臣も就任日なお浅いのですから、おそらく實際面に當りましては、もう少し詳しくは御存じないと存じます。従いましてそれはその程度にして次にいきたいと思ひますが、東北興業の元来の生い立ち、昭和十一年の東北における冷害を基準に置いて、東北を開發していくんだ、その中核機關であらねばならぬ、こういう点において発足したものであります。そういう点からいまして、いまだにその趣旨が變つてない、こういうことになつて参るわけでありまして、しからばここにおいてわが政府においてつてきておる経済五カ年計画というものと十分に組み合して、いろいろと今日においては公園とか、開港公社とかいうものが生まれております。この経済五カ年計画も、特に最近非常な意気込みで閣議決定等も見ておつて、しかも建設省自体がその推進役を勤めて、国土総合開發の一つである特定地

域というもので承認をされております。従つて、こういう方面とこの会社との今後の結び合せというものは相当大きく考えていかなければならぬのじゃないか。かように考えられますが、これに對する大臣の御意見を伺ひたいと存じます。

○馬場國務大臣 まことに御意見の通りでなくてはならぬと思ひます。東北の振興につきましては、この会社の設立当初の使命にもかんがみ、総合的な計画でこれを実行に移していかなければならぬ、予算の背景を持ちました具體的な計画が立てられなければならぬ、かように考えておる次第であります。東北興業のごとき、東北振興の一環として考えられる問題であると考へております。

○松澤委員 そうしますと、政府としては今後この会社を、現在わが自民党において東北開發の特別委員会まで設置いたしました、東北方面の開發に乗り出して、こういう基本線のもとに、われわれはさの傘下に服して、いろいろと検討いたしておるわけでありまして、大臣としては、党内の考えを簡単に御説明したいと存じます。

○馬場國務大臣 東北振興の基本的な問題について、ただいまわが党で計画が進められてゐることは私も承知をいたしております。従つて昭和三十一年度は、ただいま御審議を願つておりますセメントの生産のために努力をいたして参るつもりであります。三十二年度からはただいま進行中の計画の一環として、この東北興業の方の運営をいたして参りたい、かように考えてお

ります。

○松澤委員 ちよつと時間じくして、北海道の方では御承知のように、北海道開發という目的のために金融の開發公庫を設立するというので、今議案に提出になることにすでに決定いたしました。やつておるわけであります。同じような意味を持つ東北方面にもかようなたくいものもぜひ必要じゃないか、かようにも考えられます。これに對して大臣はどういうふうにお考えになつてゐるか。

○馬場國務大臣 北海道に類似の金融機關、こういうものも必要であるうかと思ひます。ただ先ほど来問題に相なりました、党における基本的な計画を策定いたしました上、政府としての総合的な実施計画に基いて進行せしむべきものである、かように考えます。

○松澤委員 大臣の御意見も一つとあると思ひます。従いましてわれわれ党自体における委員会においては、そういう方面のものが間もなく現われくるだろうと存じますから、その節には大いに一つ張り切つて政府内部をまとめたいたさうにもこの際お願いをいたしておきたいと存じます。今度は東興自体であります。東興自体の運営というもので、これは大臣よりも局長にお聞きした方がいかと存じます。特に政府として今日この方面を指導せねばならぬというふうな痛感している点があるのではなからうかと考えますが、局長から一言その点に關してお答え願ひたいと思ひます。

○町田政府委員 東北興業は御承知のようにこの数年間まではいろいろの事業をやつておりました。その事業が多くの困難にあひまして、極端な緊縮整

理をして、この二、三年というものは現在直営をいたしております福島工場にいたしまして、木友鉱山にいたしまして、あるいは本社の経営にいたしまして、最小限の職員をもつて経営をいたしてゐるのでございまして、徹底的な合理化を実施したのでござい

ます。ただその結果、いろいろな方面におきましては、ことに幹部の数が足りません。経営が今後伸びて参りますためには、こういう方面にも十分な職員等を充実にいく必要があるというように考えてゐるのでござい

ます。それから今後セメント事業の経営と関連しまして多額の経費を使用することになりますので、なおそういう経営についても十分なる指導監督を監督官庁として加えていく必要があると考へてゐるのでございませう。

○松澤委員 先ほどあとの方のお話でしたからよくわかりませんが、幾分かそういうような趣旨も入つてい

のようになっております。しかしこれを今後東興の設立されました趣旨に従って事業をやらせましたためにセメント事業を選んだわけでございまして、現在の姿から見ますと、少し荷の重すぎるような形に見えるわけでございまして、私も、過渡的にはやむを得ないという感じをいたしているのでもございます。ただこの大きな仕事に成功いたしますように監督官庁といたしましては今後東興の足りないところを十分指導監督をいたして、当初の目的を達成させるようにいたさせたいと思うのでございます。

○松澤委員 少し中身に入ってお聞きしてみたいと思うのでありますが、これはすぐにお答えできない問題であらうと思ひますからお答えは別に要りません。

投資勘定の記録がここに出ておりますが、二十九年三月末から三十年三月末までのバランス・シートによりますと、四十一万八千四百円というものが一年間のうちにどこかに投資されておるのであります。こういうふうな点とか、あるいはまた同じく二十九年と三十年の預金及び現金の項を見ますと、二十九年においては六千五百五十一万円、三十年においては三千七百五十二万円というふうな、この会社にとって莫大な現金、預金を手元に残しておいたということになります。これらをおさかのぼって考えてみますと、これからその当時投資があったか、どこから何の目的で借りたのかということになってくると思ひますが、こういう問題になって参りますと、株主総会みたいなことになってしまつてまことになんでもありませんので、この点の質問はいたし

ませんが、そのほかのものをながめて見ましても、仮払金が二十九年においてこの会社におさわしくない三千四百四十五万円という仮払いをいたしておる。普通の会社経営においては仮払いというものはそんなに多くなすべき性質のものではありません。同じく三十年において四千二百四十万円というふうになっております。それから起業仮勘定を見ましても一億六千四百五十万円というものが三十年になってわかに一億八千二百万円というふうな飛び越えております。こういうふうなことは、おそらく会社の経営に当っておる方々はみずからの生活の根拠でありまして、決して間違つたことをやっておると思ひます。けれども、少くとも経営の側面からいへば、またこれ

を監督される監督官庁といたしましては、ほとんど政府の資金を投資してやつておる会社であればあるほど、他から疑惑の目をもつて見られるようなことのないように、指導監督しなければならぬと思ひます。この点につきましても、どうか今後とも一そう慎重にやつていただきたい、かように存じます。損益計算表を見ましても、繰上費などちよつとわれわれには考えも及ばない一千八百九十三万円というものが二十八年度には計上されている、こういうふうなものはどういふことになつておるのか。こういうふうなことをみましても、それとなく指導監督を相

当にしたいだいて、今回のような問題が起きた場合には、われわれ東北地方にとりましては、重大なる関心の一つのポイントであるのでございます。この

ういふ会社に皆さんが喜んで賛意を表して、北海道なり東北なりの開発に当るのだという気持を国民全体に与えるような御指導を願わなければならぬのじやないか、かように私は考えるわけでございます。どうかこの点政府におかれましては、一そう慎重にやつていただきたい、かように存じます。運営面における指導監督を厳にするとともに、要は政府として東興のごときをいわばヘビのなま殺しのようなことにしないで、もしもほんとうに東北開発を従来の趣旨のもとに生かしていくのだというのでありますれば、積極的に新しく公社なり公団なりを作らなければならぬといふ言われる今日であり

ますが、せつかくこういうものがせつかくあるのであります。幸いにしてすでに占領下から離れて独立した今日でありますから、政府当局にやる意思さえありますれば私は十分にやつていけると思ひます。従つて政府当局においてもその気持のもとにやつていただきたい、かように存じます。

ただ少しくお聞きいたしてみたい点は、関係書類を見ていきますと、概要は直営分と投資分の二つに分れて出ているのであります。ところがこの直営分と投資分の方の面を両方にのみ合してみますと、案外直営の方は芳ばしくない、そして投資した連中の方がうまうま行つておる、これはバランス・シートの方全部をまかすはこれに對する関係書類がありまからわかりませんけれども、ここに現れた面だけを見ましてもそういうふうに見受けられるようなきらいがあります。これはまた人情から無理からぬ点だと思ひま

す。投資した方の方は、これ以上援助が得られないのだから何とか自分たちが独立してというふうな気持から専心努力して自分の会社の経営に當つておるだらうと思ひます。ところが直営の方は、昔の言葉でいうならば日の丸をバックとしたところの会社経営でございまして、どうしてもその点がルーズになる。こういう点から見てもすればこれは万やむを得ないというふうにも存じますし、あるいはまた会社みずからが直営をするというのではなくして、広範囲にわたつた開発でありますから全体的にその方面に投資をして、そして逐次あらゆる方面を開発していくのだといふことになっていきますから、その方がこの会社としては持つて生まれた趣旨にも合うといふふうに見えぬわけでは、ある一定の限度に達したらこれを完全に独立せしめて、その責任の帰趨を明らかにし、もつてそれらの利潤なりあるいは年度金額を樹立いたしまして、そしてこれを国なりあるいは親会社に返還せしめて、これによつてまた他の方の開発に當るといふふうに行くべきが至当じやなからうか、私はかように存じます。これに對しまして大臣の御意見を承りたいと存じます。

○馬場國務大臣 経営並びにこれが監督に關しましてきつめて傾聴すべき御意見を承つて、まことにありがたく存じます。私も責任の面を當るものといひまして、ただいま御指摘に相なりましたような諸点は十分戒心の上的にも戒心をいたしましてきつた愛いのないようになすべきである、かように存じますし、またさように努力を

いたす所存でございます。今御指摘の諸点はうなずける点が多々あるのでありますから、十分検討をいたし、善処をいたしたいと存じます。

○松澤委員 最後に局長にこまかいところをお尋ねしまして、私の質疑を終りたいと存じます。先ほども高委員からお話がございましたが、この概要書の中には、セメント製造に當りまして豊富にして低廉なものというふうに出ております。豊富という言葉は今日における二万トン級ではとても申しかねる問題だと思ひますので、おそらく紙に書いたところの修飾語にすぎないといふふうに見まして、私は率直にその通りとおきます。ただ低廉の問題であります。一体低廉といふのはどの程度になさるおつもりか、現在の相場と比較いたしまして、竣工時期にもよるでしょうが、一応今日における見通しでは、一体一トン当りの程度の低廉さをとつていくか、その点をお尋ねしたいと存じます。

○町田政府委員 セメントを東北興業で作ります方式は先刻も申し上げましたようにシャフト・キルン方式でございますので、大体設備資金等は従来の方法の半分以上で済むと思つております。なお各種のセメント工場を作る上におきましても、設備以外に各種の経費が必要でございます。土地その他いろいろの購入がございまして、全体といたしまして現在の計画ではそれらのものも非常に安く入手できるといふことがございまして、価格におきましては現在市販されておりますセメントよりはトン当り一千円以上は大体安くなるというふうに予定をいたしております。

そうなりますと、たとえば農業試験場の原種圃やいろいろな種類の試験圃にたいに、いい種を作つて、それを東北全般へ配布をいたしまして、種を作つて芽立つようには社会はするけれども、これがうまくいって、経営が利益を得るようになるのは東北人である、こういう会社の性格が相当あつたと思ふのであります。そうだといたしますと、その行き方も非常におもしろい行き方であつて、現在の自由民主党的な感覚ではよろしいと思ふのであります。ところが、そういうことをやつた結果として、東北のためには相当工業を興したでしようけれども、会社自体はヘビのなま殺し——ヘビのなま殺しにしてはいかぬという説もございませうけれども、むしろヘビのなま殺しになつたことが、東北の振興という会社の目的を達したのじゃないかと私は思ふ。それで今後の東北振興について、そういう性格をもういいかげんに清算いたしまして、これから東北に必要な産業の立地条件をいかにして作つてやるか、こういうところに力を注いで、東北人みずからのいわゆる産業熱というものを引き出して東北の発展をせしめるといふことが、今日の必要な条件じゃないか。そういたしますと、立地条件の中の重要な点は、すなわち電力を豊富に起したり、交通機関を完全にしていろいろな産業資材の輸送関係に便利を与えてやる、そのほか、産業資材の開発を行なつてやる、こういうことにならなければならぬと思ふのであります。この会社の性格をどこに置いてやらせようとするのか。従来のままの性格でヘビのなま殺しになるようなことではよろしいという考えでや

つていいのか、もうだんだん東北にもいろいろな産業人もできたことであるから、むしろこの際はただ立地条件を作るといふところだけに重点を置いていこうとするのか、つまり会社の今後の性格の点について、これは大臣でも局長でもいいですから、お答えを願ひたいと思ふ。

○町田政府委員 会社が現在いわゆるヘビのなま殺しの状態にありますのは、今おっしゃつた通りの経緯によりましてそうなつているのでございませう。先刻もちよつと申し上げましたように、この会社が投資しあるいは直営いたしました会社は現在独立しており、ます会社には、非常にいい会社が幾つもあるでございまして、これを独立させずにみずから経営し、または親会社でありましたならば、会社は現在非常に大きな会社として成り立つておつたろうと思ふのであります。ただこの会社の性格が、今お話のありました通りに、従来はその地方ではつておけばできないような種類の仕事を、投資をし、あるいは直営して育てていく、一人前になればこれを独立させて、そこに投資あるいは使用しておりました金をまた別の事業につき込んでいくといふことで参つたので、現在のようになつたわけでありませう。ただしかながら、こういうように子会社を育てていくといふこと、親会社がそのために非常に細つてしまふといふこととは必ずしも関連がないのでございまして、子会社を育てて、たくさん有力なものを作つていきまふためには、親会社自体も実は健全でなければならな

いと思ふのでございまして、親会社をこの際かなり強く育てて、それを元に

して投資能力もできるようにし、子会社を作つていくという考えでございまして、その意味におきましては、今後この会社につきましても従来と同じような働きをさせたいと思つておるのでございませう。ただいま後はむしろ会社に立地条件の整備等についての仕事を指導された方がよくはないかという御意見でございまして、具体的に立地条件の整備のための事業として電力等のお話がございましたが、電力につきましては、かつてこの会社も電力をやりました、それが現在の東北電力として独立をいたしておるのでございませう。しかし今後果してそういうような立地条件の整備だけでこの会社が株式会社としての性格を保ちつやつていけるかどうか、この点は非常に研究を要する点だといふように考えておるのでございませう。

○前田(繁)委員 この会社の性格を明確にすべきであると思ひますけれども、この会社の性格が明確でないのにその性格を明確にせよといふような無理な注文のような気がするいたします。これは内閣の基本的な政策の問題に触れなければならぬ問題でありませうから、これはまた後に譲ることいたしまして、今親会社ともいふべきこの会社を、まず経営について安定せしめるといふことのお話でございまして、これが二足のわらじであつて、こういうことが今日の経済情勢において果して可能か不可能かといふ問題をわれわれは考えなきゃならぬと思ふのであります。今日の日本の産業は、そういうなまやさしいものではないのであつて、親会社として地方産業にいろいろな立地条件を与えるためにやる会社と

いたしましては、やはり犠牲を払つてやらなければならぬのであつて、国家資本を十億や二十億つぎ込んだ程度では、東北全体の振興などといううなことは思いもよらぬことであつて、そういう考えからこのセメントの生産を考へられたらどうと思ふのですが、生産の立地条件をよくするためにセメントを非常に安く提供して、そしてダム建設あるいはその他交通、道路網の完成といううなものに、他の地方とは一線を画した発展のやり方をやるといふようなことをやらなければならぬと思ふのでありますけれども、しかしながらこの計画を見ますと一トンドリ千円くらい安くなるといううなお話でございませうが、むしろ国の費用を相当つぎ込んでセメント事業をやる

といひますならば、何ゆゑに国営でやらないかといふ問題であります。国営でやることになりませうとどういふ特徴があるかといふと、一つには、ま

ず税金が要らないといふこと、今産業のガンになつておるものは、金融のために多額な利子を要する。それから宣伝広告等の営業費がたゞさんかある。それから法人税その他の営業費が高い。もしこれらを国営で行ひますならば、一割や二割でなく、私算の計算からいたしますならば、セメントのごときは三割も、その上も安くなる。ある人は、一時高かつた時代においては五割くらい安くできるだらうと言つた人もございませうが、今日では価格が非常に市販が安いために、そこまで安くはならぬと思ひますけれども、相当安くなることは間違いないのであつて、そういうことをお考えにならないか。これは局長には無理な御答弁です

が、馬場建設大臣は、この東北興業会社を育てるというよりも、東北の振興のために何う施策をいたしましては、この東北興業株式会社にこのセメント工場を建設するうなことをやらせるほどならば、むしろ国が直接に国営の工場をやつて、そうして只見川とかあるいは北上川といううな多くの開発を要する箇所、またはその他の道路等の問題でも、国営事業については、国営で生産したところのセメントをど

ん使つて、東北に関する限りは特別な工事が進捗するようにする。一つのモデルケースとでもいふべきものを作るといふことこそが、同じ国費を使うにいたしまして生きた国費が使へると思ふのでございませうが、馬場建設大臣の御所見をお伺ひしたいのであります。

○馬場建設大臣 東北振興のために会社はある程度犠牲になつてもいいじゃないか、こういう御意見のようでございませう。御意見まことにごもっともであります。この会社の事業を通じまして東北振興に寄与せしめたい、かように考えますので、従ひまして、会社自体もまた運営よろしきを得て発展をいたさなければ東北の振興に寄与することができないわけでありまして、さうな意味におきまして会社がしっかりと立ちいきますように、しこうじて東北の振興に寄与することもできるやうにやつていきたい、かように考えております。むしろ国営にした方がいいじゃないか、こういう御議論であります。これに關しましては、いわゆる根本的な基本的な問題でございまして、今直ちにこれを国営にするがいかいなかといふことについては、よ

と議論の余地もあるけれども、ただいまのところ国営にするという考えは持っておりません。

○前田(榮)委員 次にお尋ね申し上げたい。東北は、船舶の造船所あるいは修理ドック、港湾、こういうものについては他の地方に比べますと割合貧弱であると思ひます。この海の交通のために、産業に非常に支障を来たしておると思ひます。それで東北興業株式会社のほうでもドックも持っておられるように聞いておりますが、これらが有効に使われておらないということ、これらのときは私から言わせれば、建設省に監督する所管事務があることからきた問題ではないか。むしろこれを通産省等にやらしめたならば、やはりこういうことについてはもっと積極的に行われるのではないかと、思ひます。少し積極的に海の交通機関を整備することに力をお入れになる御意思があるかどうか、この点、お伺ひしたい。

○馬場國務大臣 実は東北興業が出資いたしました、東北ドックというものを経営せしめておいたのであります。それが不幸にして失敗をいたしておるのであります。その原因はいろいろあるであらうと思ひますが、御指摘のように、東北方面におきまして特に海運を盛んならしめるということの必要性は、ひとしく痛感されておるところでありますので、こういう施設をいたしますことは、最も重要なものの一つであると思ひます。ただしこの東北ドックの始末につきましては、ただいま宮城、福島、両県の知事にこの再建の方法につきまして、具体的な方策を確立するように委嘱をいたしております。

ますので、その具体策ができ次第、両県ともよく協議をいたしまして、具体的な再建の方策をとりたい、かように考えて努力をいたしておる最中であります。

○前田(榮)委員 最後に、セメント工場の機械の問題ですが、御答弁の中にありましたように、シャフト・キルンの生産方式をとられるために、わざわざ宇部、宇部興産がやっておるので御派遣になっていろいろ研究になっておるようであります。しかしながら、私の聞いておるところによりますと、宇部興産もこの生産方式には相当苦心をいたしておる、非常によかったというほどもなかったように聞いておるのであります。現在、何かドイツへ技師を派遣して調査をいたしておるやに承わっております。その点の調査は十分できてはおると思ひますが、ただ宇部興産といたしましては、自分のところをやっておるものについて、自分のところでは失敗だというやうなことはなかなか会社としては言えるものではないのであります。しかしながら古い生産の歴史を持ち、多くの技術者を持つておる宇部興産なら、何とかこれはそう失敗というほどでなしに、成果を上げるものだと思います。それだけの力があると思ひます。東北興業に果してそれだけの力があるかという点になりますと、われわれとしては相当危惧の念があるものであります。その点十分なる調査が行われておるかどうか、その調査の事情を聞かせてもらえれば幸いだと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○町田政府委員 シャフト・キルンは今お話のございましたように、日本では宇部興産が今やっております。これは昨年の七月ごろに一応操業を開始しております。日本では初めてでございますが、ドイツでは古くからシャフト・キルンをやっております。ドイツのセメント生産の三割まではシャフト・キルンの方式でやっております。あります。それで非常に安くセメントができておりました。現在でもシャフト・キルンの方式がだんだん広まっていておられます。なおドイツばかりではなくて、ヨーロッパにおきましては、かなり多くの国でシャフト・キルンの方式を採用しておるわけであります。宇部興産の操業の状況でございますが、日本では初めてでございますので機械も全部ドイツから輸入いたしました。操業開始をいたしました。シャフト・キルンと違ひまして、このシャフト・キルンに使用しますセメントの材料である石灰石、それから粘土等なり配慮なりをして入れなければならぬのでございますが、そういう点につきまして宇部では、最初のことでございます。本年になりましたから、従来のロング・キルンで作っておりましたセメントとそう変らないものが順調にできるやうになっておるのであります。これは私もこの二月になりましたから現地にも参りまして見てきたのでございませう。なおその際に、私は技術のことばかりでございませう。十分なる判定ができませんでしたが、東北興業のセメントの技術の人と一緒に参りました。この人は日本におけるセメント技術の最高權威の一人でございます。幸

いに東北興業がシャフト・キルンの新しい方式でセメントを始めというところに非常に関心を持ちまして、実は今までセメントの技術協会の理事をしておった人がそちらの方をなげうって、こちらの方に参りてくれたのであります。シャフト・キルンの日本における權威で、その方も一緒に参りてくれたのですが、その結果は、大体宇部のものは十分やっておりますという結論を出しておるのでございます。それで今後東北興業が、今御心配のありましたやうな結果になりませんために、シャフト・キルンを据えませんでした。実際に設置します前に、技術長を初め二、三の者をもう一度ドイツに派遣いたしたい、そして向うの生産方式をもう一回実際によく修得しまして、それから施設をいたして参りたいと思っております。新しい方式を採用いたすことによりまして、万々あやまちを犯すやうなことはないものと確信をいたしておる次第であります。

○前田(榮)委員 いろいろ御苦心もあられるやうであります。必ず失敗しないやうであります。希望を申し上げておきます。それでもう一つお尋ね申し上げておきたいのは、この東北興業株式会社の将来について、まず第一着手としてセメント工場をやり、次には何か御計画があるのか、また何かやらなければならぬと思ひておるのか。東北興業の将来の経営について、一つ御抱負を承わっておきたいのであります。セメントをやったら当分うまくいくやうなところから一安心だということになっておるのか。これはわれわれが東北興業株式会社を将来いかに育てなければならぬかという点の基本的な信念をわれわれに与えるものでありますから、そういう点について御所信をお聞かせ願ひたい。

○町田政府委員 東北興業がセメントを始めましたのは、かつて東北興業にいかなる仕事をさせることがいかにいうことをいろいろ研究いたしまして、その資料としまして、地元であります東北六県の知事、議長等に特に研究してもらったのであります。それでその際東北地方においていろいろの希望いたします事業が出て参ったのであります。まずそのうちセメントを選んだのでございます。しかしながらそれ以外に各種の要望の事業がございまして、これらの事業もいずれも東北地方で興しますことが適切なものばかりでございます。なお現在御承知のやうに、経済企画庁を中心といたしまして、東北地方で今復興すべき事業についての研究がなされております。東北興業につきましてセメント事業が一段落いたしましたならば、次にはぜひこれらの地元の要望、それから現在企画庁で考えられております東北地方に興すべき事業等をいろいろ研究いたしまして、順次適切なものから東北興業にやらして参りたい、こういうやうに考えておる次第でございます。

○徳安委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

昭和三十一年二月二十八日印刷

昭和三十一年二月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局